

健やかな成長を願う

4月から『児童手当』が
『子ども手当』に変わりました



「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的とした制度です。

支給対象

中学校修了まで（平成7年4月2日以降生まれ）の子どもを養育している親等

支給金額

平成22年度は、対象となる子ども1人につき月額13,000円が支給されます。

支給月

平成22年6月（4、5月分）、10月（6～9月分）、平成23年2月（10～1月分）、6月（2、3月分）
*ただし、今年6月には児童手当2、3月分も振込みます。

手続き方法

申請が必要な受給対象世帯には既に認定請求書（又は額改定請求書）を郵送してありますので、まだ提出されていない方は必要書類を添えて忘れずに提出をお願いします。

児童手当とどう違う？

| 制度名 | 児童手当 (平成22年3月まで) | 子ども手当 (平成22年4月以降) |
|----------------|---|----------------------|
| 制限所得 | あり | なし |
| 年齢対象 | 小学校6年生修了まで | 中学校3年生修了まで |
| 対象児童1人当たりの手当月額 | 3歳児未満の児童 10,000円 3人目以降の児童 10,000円 それ以外の児童 5,000円 | 一律 13,000円 |

- * 平成22年3月末現在で児童手当を受給していた方は手続きの必要がありません。
- * 公務員は勤務先での手続きとなりますので勤務先にご確認ください。
- * 認定（額改定）請求者（保護者等生計中心者）が南部町外に住民登録をしている場合、認定（額改定）請求者（保護者等生計中心者）の住所地で申請してください。

問合せ先

子育て支援課 南部分庁舎

☎ 64-4830

活性化センター

☎ 66-3406

子ども手当とは

平成22年4月1日より施行された15歳以下の子どもへの保護者等に対し手当を支給する法律です。法律の正式名称を『平成22年度における子ども手当の支給に関する法律』といいます。

この法律は『次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために平成22年度における子ども手当の支給について必要な事項を定める』といった趣旨が定められています。

家庭環境が変化し少子化が進行している中、安心して子育てができるように環境を整備すること、また、社会全体で子育てを応援していくということがこの制度の目的となります。



家のリユースしてみませんか

団塊の世代といわれている人たちが定年退職を迎え、新しい人生の場として田舎を求めていると言われています。

町ではこのような人たちや緑豊かな自然を求めて居住を希望している人たちに家屋を紹介し、町民の方との交流や、定住をしていただきたいと考えています。

そこで売却しても良い家屋又は賃貸してくれる家など、ご近所や親戚などで、もしありましたら情報を提供してください。

多くの情報をお待ちしています。



問合せ先
役場企画課
☎ 66-3402